

第3節 特例基準

3-1 無用途区画の取扱い

無用途区画として政令第32条の特例適用し消防用設備等の設置単位から除外する方法について、「スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について」（平成12年3月27日付け消防予第74号消防庁予防課長通知）を準用し、次のとおり取り扱う。

- 1 無用途区画の取扱い（平成29年5月25日付け消予第303号津市消防本部予防課長通知）
 - (1) 次の条件を満たせば消防用設備等の設置単位床面積から除外できるものとする。
 - ア 無用途とする階又はその部分を不燃材料で区画する。必要に応じ点検口を設置できるものとする。
 - イ 区画部分の火気（電気、ガス等）を除去する。
 - ウ 区画内の収容物を除去する。ただし、不燃物は除く。
 - (2) 上記(1)について、階を無用途区画とした場合、無用途区画した階は階数から除外できるものとする。
- 2 無用途区画の具体的な方法
 - (1) 防火上有効に区画されていること。
 - ア スケルトン化する区画の窓、扉、ダクト等の開口部については、不燃材等で有効にかつ容易に開閉できないよう区画すること。
 - イ ガラスの窓などは、シャッター、雨戸などで閉鎖し、容易に開閉できないよう固定措置をするか、プラスターボード等の不燃材で塞ぐ。
 - ウ 出入口等の扉は溶接や不燃材で閉鎖することにより、恒久的に開閉ができないような措置をする。
 - エ 換気扇、排気ダクト等は不燃材で塞ぐ。なお、点検等に必要な開口（60cm²程度）は、設定可能とする。
 - (2) 出火源となる電気設備等の通電停止
スケルトン区画内は、必要最低限の電気設備の設置及び通電以外は、ブレーカー等により停止させること。（自火報の感知器設置など）
 - (3) 着火物となる可燃物等の除去
 - ア スケルトン区画内の都市ガス・LPGは遮断すること。（ガスの元栓や配管による遮断）
 - イ スケルトン区画内の可燃物は除去すること。（固定された家具、襖や畳などは、建具や床材など建物の一部として取扱い、可燃物から除外することができる）

3 無用途区画を行う場合の手続き

無用途区画を行う場合の手続きは、同意事務処理要綱に定める消防用設備等の基準の特例適用申請を要することとする。